

令和5年度第2回武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会
議事録

日 時：令和6年3月5日(火) 午後2時58分～午後4時17分

会 場：武蔵野市役所812会議室

参 加 者：計21名(委員12名、事務局9名)

後藤会長、松本副会長、久保田委員、竹田委員、松丘委員、古瀬委員、矢野委員、
小嶋委員、馬庭委員、齊藤委員、深澤委員、三浦委員

(市) 山田健康福祉部長、福山地域支援課長、深見課長補佐、木島主事

(福祉公社) 森安理事長、伊藤常務、堀田課長、高橋センター長、宮本主任

1 開会

2 会長挨拶

3 議題・報告

(1) 令和5年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・実施状況報告

・武蔵野市成年後見利用支援センター 業務報告

・福祉公社利益相反事例(新規分)について

・7市合同市民後見人等養成基礎講習について

(2) 成年後見制度市民講演会 実施報告

(3) 成年後見制度学習会・相談会 実施報告

(4) 第2期成年後見制度利用促進基本計画について

(5) 令和6年度 武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画(案)について

○事務局説明(省略)

【会長】

それでは、委員にも参加いただいた学習会・相談会について、ご意見を伺いたいと思います。

【副会長】

発表者でない2人のお声を拾って発言してもらった機会と時間があっただろう良かったか
と思います。

質疑応答の時間も取れた方が、満足感が高かったかなという印象を持ちました。

【委員】

全体向けの事例報告として学習会があり、その後に個別相談会という全体の構成は今年も好評だったと思います。私がお受けした個別のご相談は、2件とも割と具体的な申し立ての手續についてで、事例をたくさんというご要望もあれば、既に成熟しているケースについて事務的な、手続的なことを知りたいというご要望もあると思うので、全部に答えていると盛りだくさんになり過ぎて、かえって散漫になってしまうかと思います。

例えば、順番で事例報告を行うのではなく、1つの事例について各専門職がどういう対応をするか、パネルディスカッションの形を試してみても良いと思います。せっかく専門職がたくさん集まるので、あまり事務的な話をしてもらいたくないと思います。手続的な話は、毎年使えるような、ちょっとした冊子のような形でご案内してみてもいいのかなと思いました。

【委員】

私が受けた相談は1件、小学校高学年のお子さんを持つ方で、この子が大きくなったときに後見をつけたいんだけど、例えば弁護士さんと社会福祉士のどっちがいいんでしょうかねとか、お金はどのくらい貯めたら良いでしょうかという内容でした。その方は最初から後見をつける前提でしたが、私は「まだ小学生のお子さんなんですから、最初から後見じゃなくて、まだまだできるよになることもあるんじゃないんですか」というご回答もしたし、弁護士と社会福祉士についても、「ニーズが違うから、その時に決めても良いんじゃないですか」という返事をしたので、相談者が希望した答えではなかったかなという印象がありました。

ただ、NISAの商業がたくさん流れて、大学生ぐらいの方も「もう始めています」みたいなことを言っていて、やっぱりお金は切っても切れないものだなと。だから、「まだ早いですよ」と言ってしまったのは、ちょっと違ったというのが自分の反省でもあります。一方で、後見が全てではないんですよということは、相談会ではなくて、その前の学習会でもう何か伝えられれば良かったと思いました。

【委員】

私は相談を2件受けたのですが、竹田委員とほぼ同じような、2件とも小学生ぐらいの、知的障害をお持ちのお子様の親御さんで、どちらかという後見制度自体をこれから勉強したいというぐらいの感じで、将来に不安を抱えていらっしゃる。今すぐつけないといけないのかとか、まさに同じような、幾らお金が必要になるんだというお話でした。私のほうも、後見制度が全てではないということと、親御さんが元気なうちは親御さんができることもたくさんあるのではということと、信託といったものもあるという案内もさせていただいたところでした。

たまたま親亡き後という相談が2件続いたので、実際のところはどうだったのかはわからないのですが、後見制度自体、全体像として見たら、高齢者の方につけるというイメージが強いものだと思うんです。その中で、今回に関しては知的障害をお持ちのお子様の親御さんが多かった。事例を出したとしても、高齢者の事例と若年の知的障害をお持ちの方の親御さんは目線が違うので、その対象がはっきりしていたほうが、受講される方もより満足いくものになるという気はしました。

【副会長】

私の個別相談は逆に、2件とも自分の親についての相談でした。去年は2件とも親亡き後のお子さんについての相談だったので、今年もそのつもりでいたら、逆に2件とも自分の認知症の親についての相談だったので、ちょっと意外でした。

1件は、まだ軽い、物忘れ程度なだけで、極力後見はまだ使わずに、自分たちでやっていきたいけどどうすればいいですか、今後どう備えればいいですかというお話でした。2件目が、遠方に住んでいるお母さんについて、とても具体的な内容の相談でしたが、なかなか納得していただけて、相談時間を大幅に、1時間ぐらいオーバーしてしまいました。

【会長】

今回、まとめというかアンケートをとって、あと参加された委員の方のご意見を伺い、こういった課題があるということのを来年度の委員会の中でもんで、次の企画をつくっていきたいと思います。

確かに障害者と認知症、ニーズが違う。その辺、もうちょっといろいろやって、変えていくこともありかなという印象もあります。結構続けていますので、そろそろ今までの成果をまとめてみるなど、そろそろそういう曲がり角の時期かと、お話を聞いて思いました。

【事務局】

この制度を周知していくという目標に向かって、高齢者の事例と親亡き後の事例は、やはり両方、どうしても出るものかと思っています。

年度前半に市民講演会で制度の周知をして、後半に学習会・相談会という建付け自体は、良いのかなと私も思っています。

相談会に申し込まれる方は個人の問題として相談したいという気持ちが大いだと思いますので、年度前半の市民講演会は制度の周知で、後半は相談に重きを置くということを考えてもいいのかなと思っています。このネットワーク協議会でご意見いただきながら、ブラッシュアップしていければと思っています。

【会長】

続きまして、(4)「第2期成年後見制度利用促進基本計画について」、(5)「令和6年度

武蔵野市成年後見制度利用促進事業・事業計画（案）について」。あわせて事務局から説明をお願いいたします。

○事務局説明（省略）

【会長】

私もこの計画づくりに参加させていただきましたけれども、同時並行に色々な計画が進んでいく。その中でこの成年後見利用促進計画もつくっていくということで、かなりタイトな感じで進んでいった感じがしています。

第1期と視点がかなり違っているということで、私なりに考え方の整理、基本の土台がどういうものかということで、1枚のペーパーをお願いしました。

（厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画説明資料抜粋を提示）

一番上の「基本的な考え方」の副題「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」が今回第2期の大きな視点かと思います。かつて成年後見制度は私的關係における個人の所有財産をどう守るか、家族制度をどう守るかなど、どちらかというと私人を守る感じだったのが、意思の表明が難しい人の権利擁護支援が大事だと変わってきていると思います。

ポイントは2つあって、一つは「権利擁護支援」で、もう一つは「成年後見制度利用促進」、この2つを推進していきましょうというところです。

では、権利擁護支援は具体的にどういうことかといいますと、「意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取り引きへの対応における権利侵害からの回復」といったことが書かれています。

下にイメージ図があります。2つ、手が広がっているんですね。片方の手には「意思決定支援」、片方の手には「権利侵害の回復支援」、両手で支えていくということが書かれています。意思決定支援による権利擁護支援があって、もう一つは虐待とか不当な権利侵害からどう守っていくか。これがこの利用促進計画の肝になる、そんな説明かと思います。ハンディのある人も地域で共生して社会の中で生きていけることを実現しましょうということで、その地域の要になるのが中核機関であり、ここのネットワーク連絡協議会になるわけです。こういった方針を武蔵野市の中でどうつくっていくかということになります。

もう一つの視点は、権利擁護支援なんですけれども、単に後見制度だけで権利擁護支援を行うのではなくて、意思表示など支援を行いながら、本人の権利回復や擁護、支援をしていく。単に一定の分野だけではなくて、全体にわたる権利擁護支援に関して、地域連携ネットワークが重要なキーになるということです。少しずつ、一步一步進めていくというような形かと思います。

重層的支援も、分野をまたがって、総合的な支援体制をつくることであり、発想としてはこの権利擁護支援とつながると思っております。

障害、高齢、児童も含めていろいろな分野の方との連携が大事になってきますので、委員の皆様からご意見をいただければと思います。

【委員】

報酬助成・申立て費用助成の拡充について、1件当たりの報酬額を拡充するというのではなくて、総額が足りなくなったので増やすということですか。

実際の利用状況は、福祉公社さんが多いのかと思うのですが、それ以外の一般の方の利用はそこそこあるものなのでしょうか。

【事務局】

おっしゃるとおり、金額を上げるということではなく、対象を広げる。報酬助成に関しては、今は所得制限が生活保護受給相当までなんですけれども、他の自治体ですと、市民税非課税相当もあったりします。また、申立費用の助成については武蔵野市にまだありませんので、他の自治体の例を参考に制度化できれば良いと考えています。

件数につきましては今のところ8割以上が福祉公社です。ただ、一般が全くないわけではなく、その他では事務所所属の弁護士が多いです。

【委員】

民生児童委員は、在宅介護支援センターとの懇談会が年2回、2月と7月にあります。直近では2月29日に行い、消費者トラブルについて武蔵野市の消費生活センターの相談員の方にお話ししていただきました。その中でクーリングオフの話がありまして、購入の方法によってクーリングオフの可否や期間が違うので、もしわからなかったら消費者センターにすぐお問い合わせくださいとのことでした。電話番号などが大きく書いてあるチラシをいただいたので、地域の方にポスティングをしました。見ていただければよいのですが、見ないと、クーリングオフと言われてもわかりづらいのではないかと思います。

また、訪問買い取りは年中電話がかかってきます。最近では、警察から電話がかかっても、本当に警察の人かと疑ってしまうことがあります。電話というのは相手が見えないため高齢者の方は不安があるのではないかとというのが私の感想です。

最後に、3年に1回の独居高齢者調査で、今回、担当地区の対象者20名中、成年後見制度を利用する方が2名いらっしゃいました。今後は高齢化が進む中では更に利用者が増えるのではないかと予測しております。

【委員】

身近で、特に高齢者ということで言いますと、直近、私が担当したケースでは、まさに詐欺の被害に遭われた方。実際にその後の処理の部分でご家族が相当苦勞された方のお話を聞いたことがございます。

また、成年後見関連でいくと、独居の高齢者で生活保護を受給されていて、身寄りがない方が特別養護老人ホームに近日中に入居する予定になっているのですが、一番のネックは緊急連絡先とか何かあったときの対応先をどうするかというお話で、後見人に入ってもらわなければならないということになりました。ただ、後見人が就任できるまでどのくらいの期間が必要か、また、入ることが決まらなるとホームに入所できないとなった場合、それまでの間、独居で明日何があってもおかしくないという方でもあるので、うまく折り合いがつけられるのかということが身近なケースとしてありました。

【会長】

施設入所に当たって後見人の設定が必要というお話はありますでしょうか。

【委員】

私は東京社会福祉士会の「ぱあとなあ」というところに所属していますが、そこでの案件ですと、施設入所をするために後見をつける必要があるという案件は珍しくなく、むしろ多いという印象はありますね。

【委員】

いきなり成年後見の申し立てが必要となる前に、やはり金銭の管理ができなくなったり、入院したときの事務で支援が必要になる方が多く、その後、成年後見が必要であれば、申し立ての支援を行っています。

ここでお願いなんですけれども、先ほど、住民税非課税の方も報酬助成の対象にということがありました。生活保護の方の申し立ては、ある程度スムーズに行われているところもあるんですけれども、それにひっかからない、住民税非課税の方で支援に苦労している方が多々いらっしゃると思いますので、利用の拡大につなげていただけたらと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

【委員】

生活保護受給者に関しては、ご家族が疎遠でしたり、関係が悪くてという理由で生活保護を受けている方は結構多いので、成年後見の需要は非常にたくさんあります。

生活保護受給中であると、ケースワーカーさえいれば、特に成年後見を利用しなくても受け入れてくれる施設ですとか病院が認めてくれることが多々あるのですが、施設に入ったり、病院に入院をしたりしてしまうと、アパートの契約がなくなってしまうとか、幾らか年金があると、生活保護が廃止になってしまうことがありまして、そうなるとやっぱり困ることになりますので、そのときに成年後見の制度の利用を検討することが、パターンとしては非常に多いと思っております。

【委員】

障害者福祉課への相談では、成年後見制度に関するものよりは、虐待の相談が非常に増えています。この3年間で3倍ぐらいの件数になってきています。通報が増えること自体は、関係者や障害当事者の方の権利意識の向上と比例して、見えていなかったものが見えるようになってきたという言い方もできるのかなと思います。ただ、今後はその後の対応、つまり先ほどお話のあった権利の回復をしていくという部分において、市役所だけで増えてきた件数に全て対応するのが難しくなっていると思いますので、関係機関など、協力していただける方をどんどん増やしていくことが重要なのだと思っています。

成年後見からはちょっと外れるのですが、障害のある方の権利擁護という意味で言いますと、障害者差別解消法という法律がございまして、令和6年4月1日から改正で施行される部分があります。民間事業者であっても、当事者から申し出があれば、障害のある方に対して可能な範囲で合理的な配慮をしなければいけない。耳が聞こえない方には手で、文字で書いてコミュニケーションをとる努力をしましょうとか、過剰な負担にはならない範囲で対応することが求められます。今までは公的機関にしか義務づけがなかったものが、民間の一般の店舗でも対応が求められるのですけれども、そもそも障害のある当事者、ご家族の方が合理的配慮をしてほしいんだという意思表示をしないと、結局民間の事業者はどういう配慮をしてほしいのかが分からない。お互いに不幸みたいなところがありまして、権利擁護もその部分だと思うのです。適切な配慮を受ければ、適切なサービスが受容できる。民間事業者だけでなく、障害のある当事者関係の方にも、あなたたちは権利があるんですよといったところを周知していくことが、障害の部門としては非常に重要だという話になっています。成年後見に行く手前の部分、日々の生活の部分での権利の擁護といったところでも取り組みは非常に重要ではないかと考えているところです。

【会長】

今言われたような権利擁護とか権利の回復と言ったところをチームで支援する。我々専門家も一員として入りながら、権利回復、権利擁護支援を行い、一つの役割を担っていきみたい書き方になっています。具体的にどうやっていくのかは今後の課題だと思うのですけれども、そういった役割の一部をこのネットワークも担っていきます。少しずつではあると思いますが、何か形にしていけると良いかと思っています。

あと、マッチング、受任者調整もかなりかなり大きな課題だと思うのですけれども、来年度、皆さんと議論しながら、どう進めていくかが課題なのかと思っています。

それでは、第2期の利用促進計画について、来年度からはこのネットワークがその一翼を担っていく形になりますので、新しい委員になった方はぜひよろしくお願いしたいと思います。

4 その他

(1) 成年後見制度見直しについて (情報提供)

○事務局説明 (省略)

以上です。

【会長】

国のほうでも今、審議といいますか検討、改正の動きが随分進んでいるみたいですので、そういった動きとも関係しながら、地域でどうしていくかすり合わせをしていくという感じかなと思います。

それでは、最後に山田部長より一言いただけますでしょうか。

○山田部長挨拶 (省略)

5 閉会

【会長】

4月から2期の計画もスタートすることになりますし、このネットワーク連絡協議会は2年間ということで、4月から新たな体制になります。2年間、皆さん、どうもご苦労さまでした。事務局の地域支援課並びに福祉公社、中核機関の皆さんも計画から策定も含めていろいろご苦労さまでした。

それでは、本日の成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会を終了いたします。皆様、長時間どうもありがとうございました。